

# 「緊急事態宣言」

# を発令！

1 発令日  
8月11日(水)

レベル4  
(緊急事態宣言)



2 発令期間  
8月11日(水)～8月31日(火)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



# 県民の皆様へのお願い

期間：8月13日（金）～8月31日（火）

## ① 原則、外出自粛～日常生活圏内で過ごしてください

- 通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩やジョギング、ワクチン接種などの生活に必要な外出はかまいません
- レジャーなどを目的とした外出は控えてください
- 家族などいつも一緒にいる身近な人以外との接触機会を減らしましょう
- 施設や店舗等を利用する際は、夕方等の混雑する時間帯を避けましょう

## ② 原則、県外との往来自粛

- 仕事や冠婚葬祭など生活に必要な場合を除き、可能な限り県外に出かけないようにしましょう（隣県が生活圏の場合や、通勤・通学・通院、生活必需品の買い出し等による往来は構いません）
- 都道府県をまたぐ旅行・帰省は原則中止・延期してください
- 仕事等でやむを得ず往来する場合は、感染防止対策を徹底してください（現地で県外の方との会食はできるだけ控えてください）
- やむを得ず県外に行き、帰ってきた場合や県外から来られた方は、当面の間、
  - ・ 健康観察に努めていただき、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診してください
  - ・ 知人や友人との会食は、できるだけ控えてください

# 県民の皆様へのお願い

## ③ 原則、県外からの来県自粛

- 仕事などを除き、原則、来県自粛をお願いします
- 帰省は原則、中止・延期してください。やむを得ず帰省する場合は、帰省前の2週間は会食を控えるなどの感染防止対策の徹底をお願いします
- やむを得ず県外から県内に移動する方は、「宮崎県PCRサポート」を活用してください（検査結果が陰性であっても引き続き、会食の制限や感染防止対策を徹底してください）

## ④ イベントの開催制限

- 収容率50%以内かつ上限5000人以下で感染防止対策を徹底してください
- イートインコーナーやテーブルの設置など会食につながる場면을制限してください

## ⑤ 会食の制限

- 会食は、4人以下、2時間以内で、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします
- 県外との往来歴のある方や県外から来られた方、久しぶりに会う親族等との会食は、控えてください

# 県民の皆様へのお願い

## ⑥ 高齢者施設等の面会制限

- 緊急やむを得ない場合を除き、高齢者施設や障がい者施設での面会は制限してください
- ガラス越しやオンラインでの面会等の対応をお願いします

## ⑦ テレワーク、時差出勤の推奨

- テレワークや時差出勤の活用により、職場における「密」を減らしましょう
- 出勤する場合も、マスク着用やこまめな手洗いを徹底し、体調不良の場合は出勤を取りやめましょう

## ⑧ お盆休みに向けて

- 同窓会の開催や親族等との集まり・会食は控えてください
- 冠婚葬祭などで集まる場合は、会食を控えてください

# 飲食店等における営業時間短縮要請について

- 対象地域：飲食店が絡むクラスターが発生している宮崎市を対象とする  
※他の地域においても、飲食店等で感染急増の端緒が見られる場合は対象を追加
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

## 【現在の宮崎市における取扱い】

- 営業時間短縮：8月6日（金）～8月24日（火）  
を要請する期間（8月6日（金）午後8時から8月25日（水）午前5時まで）

※ 協力金については、8月8日（日）午後8時から8月25日（水）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給（8月6日（金）又は8月7日（土）から協力した場合は加算）

- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

なお、感染状況により要請期間の短縮もあります。要請期間が短縮された場合は、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

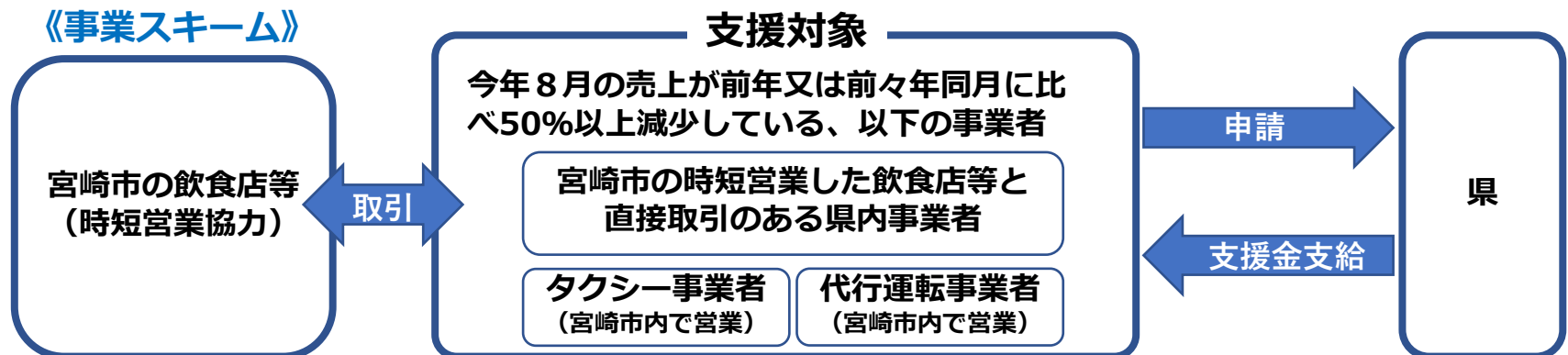
# 飲食関連事業者等への支援金

[飲食関連事業者等緊急支援事業]

宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、直接的に大きな影響を受けている事業者には、**支援金10万円を支給**

## ○主な支給要件

- ・ 営業時間を短縮し、協力金を受給した宮崎市の飲食店等と直接取引のある県内事業者  
例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店等
- ・ 宮崎市内で営業するタクシー事業者、代行運転事業者
- ・ 今年8月の売上高が前年又は前々年同月に比べ、50%以上減少していること



問い合わせ先：商工政策課 0985-44-2614

## ■県内事業者緊急支援金についても、 現在調整中

県独自の緊急事態宣言発令により大きな影響を受ける県内  
全域の中小企業・小規模事業者への支援金（10万円）につ  
いて、現在調整中

## ■宮崎市を対象にした「まん延防止等 重点措置」の要請も視野に国と協議 を開始

引き続き感染状況を見極めながら、速やかに要請ができる  
よう、国との調整を進めていく